手 荷 物 一 時 預 り 約 款 （羽田空港第３ターミナルビル）

1.　公示について

会社の事務所にはこの約款を公示します。

2.　お預り出来ないもの

(1)　現金・貴重品(証券、貴金属類、重要書類、設計図面等で 30万円相当以上のもの及び手荷物一時預り使用者において貴重品と判断されるもの) (2)　死体 (3)　動物

(4)　揮発性又は爆発物等の危険品 (5)　鉄砲、刀剣類及び犯罪に供えされる恐れのあるもの (6)臭気を発するもの。腐敗変質しやすいもの

(7)不潔なもの及び保管場所(倉庫)を汚損・き損する恐れのあるもの (8)　法律で所持、携帯を禁じられているもの (9)　その他、保管に適さないと認められるもの

3.　使用料金

小型（S）サイズ(120 ㎝未満)　１日１個　５００円、中型（M）サイズ(120 ㎝～200 ㎝未満)　１日１個　７００円　、大型（L）サイズ(200 ㎝～300 ㎝)　１日１個

１，１００円、コート類については１着　１日４００円と致します。

但し、保管が午前0時を越え、翌日以降の引取される場合1日、1日の加算料金をいただきます。

4.　保管の方法

手荷物預かり開始時のままの姿でお預りします。

5.　保管期間の変更

利用者は、自己の都合により預かり期間の延長、短縮の指図をする事が出来ます。

6.　保管期間とお引取のない場合の処置

(1)　延長の指図が無い場合、保管期間は最長 30 日までとする。　(2)　保管期間を超えた場合は当方にて処分し、その代金は保管料、その他の費用として充当します。

7.　当社による責任

当社が保管中に生じた紛失・滅却等の賠償の責に任じます。但し、当社又は使用人に故意、又は過失が無かった事を証明した場合はこの限りではありません。

8.　事故による責任

次号の場合は保管品に滅却又はき損等の損害を生じても当社は責任を負わないものとします。

(1)　天災事変等の不可抗力によるもの　(2)司法権等の発動により関係官公署から保管品を押収又は証拠品として提出を求められた場合

(3)　半券の紛失、盗用による場合　(4)　その他当社が責めに帰さない場合

9.　当社による責任で生じた場合の賠償額

全部滅却の場合は申告価格又は 1 個 30 万円のいずれか低い額を限度とし時価により査定します。

10.　利用者の賠償責任

利用者の故意又は過失により、若しくは、この約款及びこれに基づいて定められている規定を守らない事により、会社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償金を申し上げます。

株式会社 JALエービーシー　羽田支店

手荷物一時預り約款　2024年7月1日